

文化財の保存修復等を行っている伝統産業事業者による
子どもたちへの実演解説及び制作体験事業「匠の技を学ぶ」募集要領（案）

1 趣旨

京都の伝統産業の振興のため、文化財（未指定含む）の保存修復等に携わる事業者から、子どもたちへの実演解説及び制作体験事業を行うことにより、未来の担い手づくりに繋げるとともに、若手職人が講師の一員となることで自身の成長の促進を図るものである。

2 対象者

京都市内に主たる事務所を有し、文化財（未指定含む）の保護修復等に携わる伝統産業を製造する事業者、もしくは複数の事業者によって構成されたグループ又は組合で下記の要件を全て満たす者

- ・京都市が指定する伝統産業製品等（別紙1参照）を市内で製造する者
- ・次世代にわたって事業継続するための取組を進めている者又は検討している者
- ・産地組合に所属している者又は産地組合からの副申（推薦）がある者
- ・暴力団員等及び暴力団密接関係者ではない者

※ 中小企業者・事業者のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において飲食サービス業に分類される産業（京料理等）を除く。

3 対象事業要件

- (1) 子どもたちを対象に京都の伝統産業の歴史や魅力の解説や技術が使われている文化財の紹介、実演及び体験事業を行うことができる。
- (2) 体験内容については子どもたちが参加したくなるような魅力的な体験を企画、実施することができる。
- (3) 実施予定日：令和7年1～3月の土日祝日のいずれか1日
例) 定員40名（午前・午後 各20名）
定員24名（1日3回 各8名）

4 交付金額

230,000円（上限）

必要と認められる職人謝礼、材料費、道具使用料、会場使用料に対して交付。

なお、職人謝礼は1人当たり、16,705円上限

ただし、実演体験を実施する場所がない場合は、上限200,000円とします。

5 公募手続きの概要

(1) 公募期間

令和6年1月5日(金)～2月5日(月) 必着

(2) 申請先

公益財団法人 京都伝統産業交流センター

(3) 必要書類

ア 交付申請書(第1号様式)

イ 関連する組合等からの副申書(第3号様式)

※申請者が組合又は組合に所属している者の場合、イの提出不要です。

(4) 申請方法

持参、郵送又は電子メール

ア 持参の場合

土曜、日曜、祝日を除く午前8時45分～午後5時までに当財団執務室までお持ちください。 ※ 締切間近は大変混み合うため、早めにお持ちください。

イ 郵送の場合

(ア) 宛先

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9-1 京都市勧業館みやこめっせ地下1階

(イ) 宛名

(公財) 京都伝統産業交流センター 匠の技を学ぶ 担当

ウ 電子メールの場合

(ア) 送付先メールアドレス foundation@miyakomesse.jp

(イ) 表記する件名(タイトル)

【R6匠の技を学ぶ申請】〇〇〇〇(事業者名)

(例:【R6匠の技を学ぶ申請】伝産交流株式会社)

(ウ) 注意点

受付漏れ等を防ぐため、申請のメールを送付いただいた後、お電話(075-762-2690)で到達確認をお願いいたします。

(5) 提出に当たって

提出書類に不備があった場合は再提出を依頼することがあります。再提出が必要な場合でも募集期間内の提出が必要になります。期限経過後の不備補完・追加提出は一切認めませんので、早めに申請してください。

6 選考方法

(1) 事業者からの提出書類について、(2) 審査基準に基づき選考を行い、第1順位、第2順位の提案を行った事業者を候補者として選定します。必要に応じてヒアリングを実

施します。

なお、令和7年度以降も、当財団が継続して同事業を実施する場合は、今回、第3順位以降の提案を行った事業者を令和7年度以降の候補者選定の参考とする予定です。

(2) 審査基準

ア 企画内容について

・提案内容が募集要項に基づいており、事業の趣旨を達成するための効果的な提案であるか。

イ 経費について

・予定経費、内訳が募集要項に基づいた妥当な経費か。

ウ 実績について

・当財団及び他の団体での子ども伝統工芸体験事業の実績があるか。
・文化財（未指定含む）の保存修復等に携わった経験があるか。

エ 事業実施体制について

・事業を円滑にかつより効果的に進めるための実施体制が整っているかどうか。

7 選定結果の通知

令和6年4月中旬を目途に、選定結果を通知します。

8 選定後の手続き

事業候補者として選定された後、事業実施に向けて、実施日、場所、実施規模等を事務局と協議した後、交付額を決定しますので、あらかじめご了承ください。合意に達しなかったときは、次点の候補者と協議を行い、合意に達した場合は事業を実施いたします。

また、候補者との協議において、交付申請書の内容を一部修正する場合があります。

事業終了後2週間以内に当財団が指定する必要書類を提出いただき、交付いたします。

9 留意事項

(1) 失格となる提出物

交付申請書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合があります。

ア 提出方法、提出受付期間、提出場所に適合しないもの

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) その他

- ア 提出書類は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、提出書類は返却しません。
- イ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により当財団の承諾を得た場合のほかは認めません。
- ウ 本件に係る令和6年度以降の予算が理事会等で成立しないときは、この事業は無効とします。

京都市の伝統産業一覧

(令和5年3月時点)

1	西陣織	26	北山丸太	51	京和傘
2	京鹿の子絞	27	京版画	52	截金
3	京友禅	28	京袋物	53	嵯峨面
4	京小紋	29	京すだれ	54	尺八
5	京くみひも	30	京印章<印刻>	55	三味線
6	京繡	31	工芸菓子	56	調べ緒
7	京黒紋付染	32	京竹工芸	57	茶筒
8	京房ひも・撚ひも	33	造園	58	提燈
9	京仏壇	34	清酒	59	念珠玉
10	京仏具	35	薫香	60	能面
11	京漆器	36	伝統建築	61	花かんざし
12	京指物	37	額看板	62	帆布製カバン
13	京焼・清水焼	38	菓子木型	63	伏見人形
14	京扇子	39	かつら	64	邦楽器絃
15	京うちわ	40	京金網	65	矢
16	京石工芸品	41	唐紙	66	結納飾・水引工芸
17	京人形	42	かるた	67	和蠟燭
18	京表具	43	きせる	68	珠数
19	京陶人形	44	京瓦	69	京菓子
20	京都の金属工芸品	45	京真田紐	70	京漬物
21	京象嵌	46	京足袋	71	京料理
22	京刃物	47	京つげぐし	72	京こま
23	京の神祇装束調度品	48	京葛籠	73	京たたみ
24	京銘竹	49	京丸うちわ	74	京七宝
25	京の色紙短冊和本帖	50	京弓		